

(平成23年5月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成 2 年 3 月まで
申立期間当時は大学生で、国民年金の加入は任意だったが、母親が加入手続き納付してくれていた。
私が 20 歳になった頃は、平成 3 年からの学生強制加入の前段階で、20 歳になったら国民年金を払いましょうというキャンペーンがテレビやチラシ等で盛んに行われていたことを記憶している。
真面目に払い込んできた年金が「記録が無い」からと言って支払われないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、学生が国民年金の強制適用となった平成 3 年 4 月に払い出されており、申立期間は任意適用期間のため遡っての加入や納付はできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は 20 歳時に、学生強制加入に係るキャンペーンがあったと記憶しているが、学生を平成 3 年 4 月から国民年金の第 1 号被保険者とすとした国民年金法の一部を改正する法律は、平成元年 12 月 22 日に公布されており、テレビやラジオ、新聞、ポスター等による広報が盛んに行われていたのは平成 2 年度の後半からであったことが、関係機関の広報紙等で確認できる。

さらに、申立人の弟の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で平成 3 年 4 月に払い出されており、20 歳となった 2 年*月から 3 年 3 月までの任意適用期間は申立人同様未加入であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等) も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年3月まで

昭和61年3月頃に役場の職員から、国民年金保険料を時効前の期間まで遡って納めれば年金額が増えると勧められて国民年金に加入した。

加入手続後、社会保険事務所（当時）から納付書が送られたが、一括で納めるのが大変だったため分割払いにしてもらい、申立期間の保険料を金融機関で納めた。

年金記録を確認したところ申立期間が未加入期間とされているが、保険料を納めたことは間違いないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の払出状況により、平成5年7月頃に払い出されたものと推認できるとともに、昭和61年4月1日に遡及して第3号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間である上、当該手帳記号番号が払い出された時点で、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間は、国民年金の任意適用期間のため、制度上遡及して加入手続を行い、保険料を納付することはできない上、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を過年度納付したと主張するところ、オンライン記録によると、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で第3号被保険者期間を除き過年度納付が可能な平成4年2月から同年6月までの国民年金保険料は、5年8月以降4回に分けて過年度納付されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 6 月 1 日から同年 12 月 25 日まで
② 平成 5 年 5 月 1 日から同年 12 月 26 日まで
③ 平成 6 年 4 月 29 日から同年 12 月 26 日まで

私は、全ての申立期間において、A社に勤務していた。勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録（平成 4 年 5 月 11 日資格取得、同年 11 月 30 日離職、5 年 5 月 10 日資格取得、同年 11 月 30 日離職、6 年 5 月 14 日資格取得、同年 11 月 30 日離職）、事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人が主張する期間とは必ずしも一致しないものの、平成 4 年から 6 年までの各年において申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

また、事業主は、「関連資料は無いが、全ての申立期間において、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

しかしながら、オンライン記録を確認したものの、当該事業所について、申立人が名前を挙げた同僚及び全ての申立期間において申立人と一緒に勤務していたとする申立人の妻に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、申立人は、「当該事業所における従業員数は、事業主を除き、13 人程度であったと思う。」と供述しているが、オンライン記録によると、事業主を除く当該事業所の厚生年金保険の被保険者数は、申立期間①においては 7 人、申立期間②においては 5 人、申立期間③においては 6 人であることが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所は、必ずしも全ての従業員に

ついて厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

なお、オンライン記録により、申立人は全ての申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が全ての申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

函館厚生年金 事案 225 (事案 156 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 20 日から 32 年 6 月 4 日まで
② 昭和 32 年 11 月 23 日から 34 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社B事業所に勤務していた期間について、私は、脱退手当金の請求をした記憶は無いが、脱退手当金を受給しているとの回答をもらった。

当初の申立てについては、記録の訂正を認めることができないとの通知を受け取ったが、申立期間当時に脱退手当金の請求事務を担当していた同僚が、私の脱退手当金を請求していない旨の供述をしてくれたので、申立期間について記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の資格喪失日である昭和 34 年 2 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格がある女性の同僚 18 人全てに脱退手当金の受給記録があり、そのうち 17 人が資格喪失日から約 6 か月以内の受給であることから事業主による代理請求の可能性が高いと考えられること、ii) 申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、資格喪失日の約 2 か月後に支給決定されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 24 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回、申立期間当時にA社B事業所で脱退手当金の請求事務を行っていたとする同僚の名前を挙げているところ、当該同僚は、「私は

当該事業所で脱退手当金の代理請求を行っており、全ての退職者に脱退手当金について説明を行っていた。申立人が当該事業所を退職する際に脱退手当金の説明をしたところ、申立人は将来の年金受給を理由として脱退手当金の受給を拒否したため、申立人に係る脱退手当金については請求手続を行っていない。」と供述している。

しかしながら、申立人は、「当該事業所を退職する際に脱退手当金について説明を受けた記憶は無い。」と供述している上、回答が得られた5人の同僚からは、当該事業所を退職する際に脱退手当金について説明を受けたとする供述は得られなかった。

これらのことを総合的に判断すると、当該同僚の供述は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め難く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。